

一般競争入札方式（設計共同体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第16号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年2月13日

沖縄県知事 翁長 雄志



1. 業務の概要

- (1) 業務名：県営南風原団地建替工事監理業務（第2期）
- (2) 建設場所：沖縄県南風原町地内
- (3) 業務概要：以下の工事に係る監理業務
 - ① 県営南風原団地建替工事（第2期・建築1工区）
 - ② 県営南風原団地建替工事（第2期・建築2工区）
 - ③ 県営南風原団地建替工事（第2期・建築3工区）
 - ④ 県営南風原団地建替工事（第2期・建築4工区）
 - ⑤ 県営南風原団地建替工事（第2期・機械）
 - ⑥ 県営南風原団地建替工事（第2期・電気）
 - ⑦ 県営南風原団地建替工事（第2期・エレベーター）
 - ⑧ （仮）県営南風原団地建替工事（第2期・屋外付帯設備）平成31年3月頃発注
 - ⑨ （仮）県営南風原団地建替工事（第2期・植栽）平成31年5月頃発注予定
 - ⑩ （仮）県営南風原団地建替工事（第2期・畳1工区）平成31年5月頃発注予定
 - ⑪ （仮）県営南風原団地建替工事（第2期・畳2工区）平成31年5月頃発注予定
 - ⑫ （仮）県営南風原団地建替工事（第2期・畳3工区）平成31年5月頃発注予定
 - ⑬ （仮）県営南風原団地建替工事（第2期・畳4工区）平成31年5月頃発注予定
 - ⑭ （仮）県営南風原団地建替工事（第2期・畳5工区）平成31年5月頃発注予定※畳工事については、工区数を変更する場合がある。
- (4) 履行期限：契約締結日の翌日から平成31年8月19日
 - ・ 建物の概要
 - 施設名称 県営南風原団地
 - 主な用途 共同住宅（86戸、集会所）
 - 建物面積等 鉄筋コンクリート造 10階建て 5,413.81㎡
- (5) 本業務は価格競争方式で、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、紙入札への移行を希望する場合は、速やかに3.(1)の担当部局に事前連絡をした上で「沖縄県電子入札運用基準」に基づく所要の手続きを、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。
 - ・ 電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号）
 - ・ 紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号）【沖縄県土木建築部契約関係例規集】<http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html>
- (6) 入札は設計共同体を対象とする。
- (7) 資格審査方法は事後審査型（※入札参加資格の審査を開札後に行う）とする。
- (8) 本業務の対象となる工事に係る入札が不調又は不落となった場合は、本入札手続を延期又は中止する場合がある。

2. 参加者に要求される資格

(1) すべての構成員に求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 沖縄県土木建築部における平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- オ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしaについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a又はbと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- カ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

- キ 沖縄県内に主たる営業所があること。

(2) 参加者の代表者に求める要件

- ア 参加者の代表者は以下の(ア)～(イ)全ての項目に該当する業務の実績（以下「業務実績」という）を有すること。

(ア) 平成19年4月1日以降に契約履行が完了した設計業務実績

(イ) 以下を満たす施設の設計業務実績

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2第六号に掲げる施設

主たる構造 鉄筋コンクリート造

延べ面積等 5,000㎡以上

設計内容 設計業務又は監理業務（ただし、改修工事は含まない）

発注者 国、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）

※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。

※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。

※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。

- イ 参加者の代表者は、施設建築課が作成した平成29年度「建築関係コンサルタント名簿（総合

評価点順位)」におけるAクラスの事務所で5名以上の一級建築士が所属していること。

(3) 配置予定技術者に求める要件

- ア 管理技術者(※1)として一級建築士が配置できること。
- イ 管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
- ウ 管理技術者は、平成19年4月1日以降に完了した1件以上の「2.(2).ア(イ)の業務実績」を有していること。
- エ 管理技術者は、過去3ヶ月以上にわたり参加者の代表者と直接的な雇用関係があること。
- オ 主任担当技術者(※2)を各担当業務分野(※3)毎に配置し、各主任担当技術者は、沖縄県土木建築部における平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に建築関係コンサルタントとして登録されている事務所に所属していること。
- カ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名とし、兼任していないこと。
- キ 分担業務分野の主任担当技術者は、下記の表に掲げる各分野毎にいずれかの資格を有すること。

表

分担業務分野	資 格
建 築	一級建築士、二級建築士
構 造	一級建築士、構造一級建築士
電 気	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級電気施工管理技士、二級電気施工管理技士
機 械	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士

- ク 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務(本業務を含まず、未契約の業務を含む。)の契約金額が2.5億円未満かつ件数が5件以内であること。分担業務分野が「建築」の
- ケ 各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務(本業務を含まず、未契約の業務を含む。)の契約金額が1億円未満かつ件数が3件以内であること。
- コ 分担業務分野のうち、「建築」を再委託しないこと。
- サ 業務の一部を再委託する場合は、再委託先である協力事務所が沖縄県の平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し登録された者で、入札参加資格審査申請書等の提出期限日から落札者決定の日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築工事監理業務委託契約書」(平成27年2月)第9条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
建 築	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機」に係るもの

(4) 設計共同体結成の要件

- ア 3者設計共同体とする。
- イ 自主結成方式とする。

- ウ 当該業務に関し、2つ以上の設計共同体の構成員になることはできない。
- エ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は20%以上であること。
- カ 設計共同体の協定書が、業務説明書と同時に配布する「設計共同体協定書」によるものであること。
- キ 構成員のうち1者は、沖縄県南部土木事務所管内に主たる営業所を有するものであること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県土木建築部施設建築課企画班
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成30年2月13日（火）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EJPPIj?KikanNO=4700000>

(3) 入札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法等

ア 設計共同体協定書の提出

(7) 提出期間 平成30年2月13日（火）から平成30年2月23日（金）までの間、平日9時00分から17時00分まで。

(イ) 受付場所 上記(1)に同じ

(ロ) 提出方法 持参による

(ハ) 提出資料 入札説明書による

イ 入札日時等

(7) 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成30年2月27日（火）9時00分

入札書提出締切日時：平成30年2月27日（火）15時00分

(イ) 持参による場合

持参日時：平成30年2月28日（水）11時00分

持参場所：沖縄県庁11階 第2入札室

(ロ) 紙入札時の注意事項：工事内訳書は上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、沖縄県土木建築部施設建築課企画班へ提出すること。

(ハ) 開札日時：平成30年2月28日（水）11時10分

(4) 落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札決定を保留し、事後審査を実施する。

(5) 設計共同体資格審査申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合、紙入札業者については入札締切日時の前までに入札辞退届を提出すること。電子入札業者については、特段書面手続きの必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。

(6) 審査に係る申請書等の提出

開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、入札参加資格が無いものとする。

なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、当該者への申請書等の提出期限は別途通知する。

- ア 通知日 平成30年2月28日(水) 17:00まで(予定)
- イ 提出期限 平成30年3月5日(月) 17:00まで(予定)
- ウ 提出先 上記(1)に同じ
- エ 提出方法 原則、持参とする
- オ その他 入札説明書による。

(7) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面にて通知する。

(8) 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。

4. その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものがあつた場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものがあつた場合についてはこの限りではない。

(4) 積算内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。

(5) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県土木建築部施設建築課企画班
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(6) 詳細は、入札説明書及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。

(7) 取上げ等

設定無し

(8) その他

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格(予定価格を構成する各部分)に次の割合を乗じて得た額の100分の1の範囲内で減じた価格を最低制限価格として定める。

(7) 建設コンサルタント業務(建築設計及び監理業務)の部分

- a 直接人件費の額
- b 特別経費の額
- c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

ウ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。

※ 平成29年4月1日付けで、最低制限価格が改正されました。詳しくは、ホームページをご参照ください。

【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-31】

<http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html>